

10月から  
本格スタート!

# マイナンバーカードで病院にかかれるようになります

マイナンバーカードを医療機関にあるカードリーダーにかざすだけで、加入する健保組合名などが確認できるようになります！  
対応している医療機関には、「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼られています。



## 3つの準備、済んでいますか？

### マイナンバーカードを取得

「スマホ」「パソコン」「証明写真機」「郵送」いずれかの方法で申請してください。  
申請して約1～2ヵ月後に、市区町村からハガキで「交付通知書」が届くので、  
記載された期限までに、指定の場所にてマイナンバーカードを受け取りましょう！



詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。  
【<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>】



### 保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。  
「スマホアプリ」「セブン銀行ATM」などから利用申込みをしましょう！



詳しくは、マイナポータルをご確認ください。  
【[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)】



### 勤務先にマイナンバーを届出

マイナンバーは、勤務先を通じて健保組合に届出され、  
保険証番号との紐づけ登録が行われますので、  
まだ勤務先にマイナンバーを届出していない方は、届出をお願いします！

## マイナポータルとは？

政府が運営するオンラインサービスです。  
自分専用のサイトから、行政手続きの検索やオンライン申請ができたり、  
行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

## こんなに便利になります！

### 高額医療費の立て替え払いなし！

事前申請なしでも自己負担限度額までの  
支払いで済むようになります。

### 特定健診・薬剤情報が閲覧可能に！

マイナポータルで健診結果や薬剤情報が  
閲覧できるようになります。医師などが  
確認することで、より適切な医療を  
受けられます。お薬手帳がわりにも。

### 転職してもずっと使える！

転職などで新しい保険証が届くまでの間  
もマイナンバーカードで受診できます。

### 医療費控除が簡単に！

令和3年分所得税の確定申告から、  
マイナポータルを通じて医療費控除の  
手続きができるようになる予定です。

## 健診結果のデータ登録について

令和2年度以降に受診した健診結果を閲覧できるよう、  
毎年、受診した年度の翌年11月1日までにデータを登録する予定です。  
令和2年度分の健診結果データは、令和3年11月1日までに登録されます。

## よくあるお問合せ



マイナンバーカードを  
持ち歩くのが不安です。

もし紛失しても一時停止が可能で、  
24時間365日対応しています。



マイナンバーを  
悪用されませんか？

手続きでは顔写真入りの本人確認書類が  
必要なので悪用は困難です。



子供は自分でカードリーダー  
を操作できませんが…

ご両親などが子供のマイナンバーカードで  
暗証番号を入力し、本人確認を行えます。